

第3章 都市計画道路の整備方針について

1 都市計画道路の整備方針策定の流れ

都市計画道路の整備方針策定にあたり、道路整備の4つの基本目標を踏まえ、未着手の都市計画道路（幹線街路、区画街路、特殊街路）を対象に、「将来都市計画道路網の検証」を実施します。

評価項目に該当する都市計画道路の中から、優先的に整備すべき路線として「優先整備路線」を選定します。

また、評価項目に該当しない路線については「見直し候補路線」として位置付け、そのあり方（変更、廃止）を検討していきます。

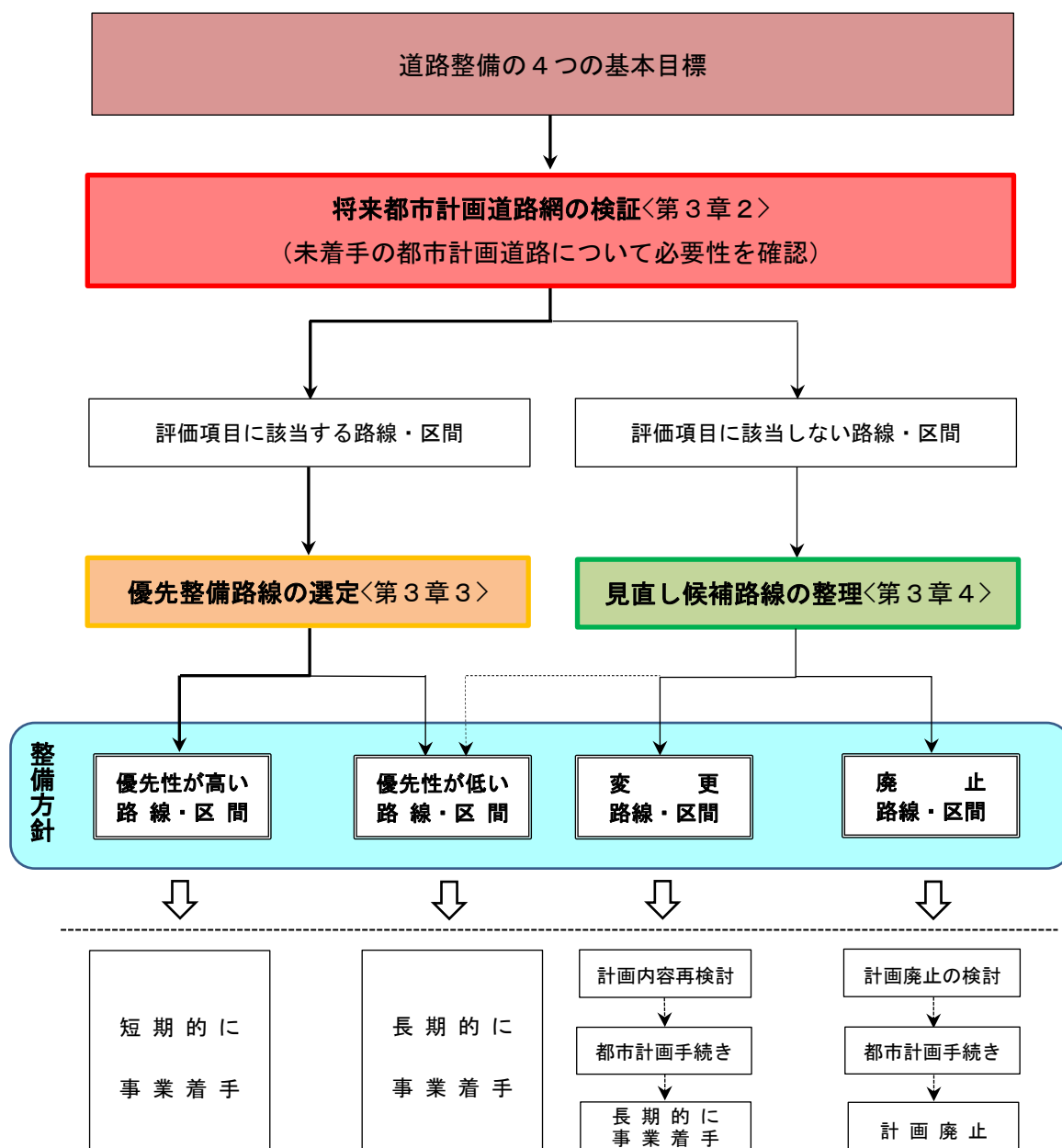


図3-1-1 都市計画道路の整備方針策定の流れ

2 将来都市計画道路網の検証

(1) 将来都市計画道路網の検証の考え方

今後の都市計画道路の整備にあたっては、上位計画に示されている将来都市像*を実現することや、社会経済情勢の変化等への対応が必要なことから、都市計画道路の必要性を改めて確認し、将来あるべき都市計画道路網を検証します。

将来都市計画道路網の検証は、未着手の路線・区間を有する「幹線街路」、「区画街路」及び「特殊街路」を対象に必要性を確認します。

都市計画道路の整備に関して設定した4つの基本目標を掲げ、都市計画道路の果たす様々な役割や機能を考慮し、基本目標の実現に向けて、今後も必要な都市計画道路はどのようなものか、「都市構造からみた評価」と「都市計画道路の役割・機能からみた評価」の2つの観点からなる11の評価項目によって検証します。

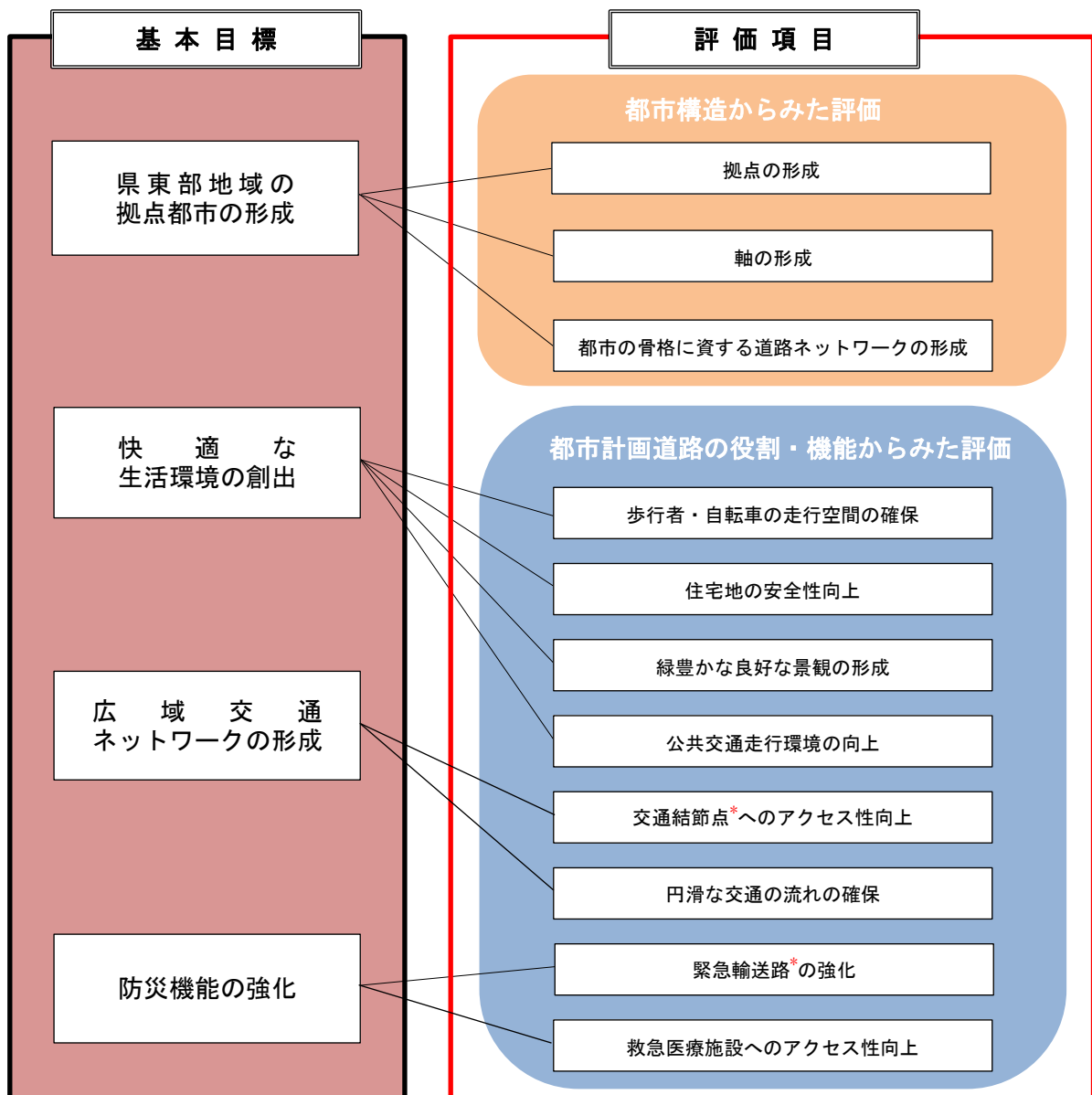


図3-2-1 基本目標と評価項目

表 3-2-1 評価項目の考え方

	評価項目	考え方
都市構造からみた評価	拠点の形成	都市の拠点となる地区の都市機能*や居住環境の向上の観点から、拠点の形成に資する路線を評価します。
	軸の形成	都市の拠点同士を繋ぐことによる都市機能*や公共交通の利便性向上の観点から、拠点間を結ぶ路線を評価します。
	都市の骨格に資する道路ネットワークの形成	都市の骨格を形成し、移動の快適性・安全性を高めるため、広域交通や都市間交通を担う道路ネットワークの形成に資する路線（将来的にも交通量の多い路線）を評価します。
都市計画道路の役割・機能からみた評価	歩行者・自転車の走行空間の確保	歩行者・自転車の利用者の安全性向上の観点から、歩行者、自転車それぞれの安全・安心の確保に寄与する路線を評価します。
	住宅地の安全性向上	市民の日常生活における安全性向上の観点から、住宅地内の道路交通環境の向上に寄与する道路や住宅地から通過交通を排除する機能をもつ道路を評価します。
	緑豊かな良好な景観の形成	美しいまち並み景観の形成の観点から、景観形成を図るべき地区に位置する路線を評価します。
	公共交通走行環境の向上	快適な公共交通の走行空間の形成の観点から、バス路線など公共交通に大きく寄与する路線を評価します。
	交通結節点*へのアクセス性向上	公共交通の利便性向上や産業立地、観光振興の観点から、沼津駅やインターチェンジ等の交通結節点*へのアクセス道路*を評価します。
	円滑な交通の流れの確保	渋滞解消によるCO2削減や円滑な交通の流れの確保の観点から、ミッシングリンク*やボトルネック*の解消に寄与する路線を評価します。
	緊急輸送路*の強化	防災機能の強化の観点から、防災拠点間ネットワークの形成に資する緊急輸送路*を評価します。
	救急医療施設へのアクセス性向上	短時間で適切な医療機関への移動、搬送による市民の安全性向上の観点から、救急医療施設へのアクセス道路*を評価します。

(2) 将来都市計画道路網の検証の進め方

将来都市計画道路網の検証は、次の3つのSTEPを経るものとします。

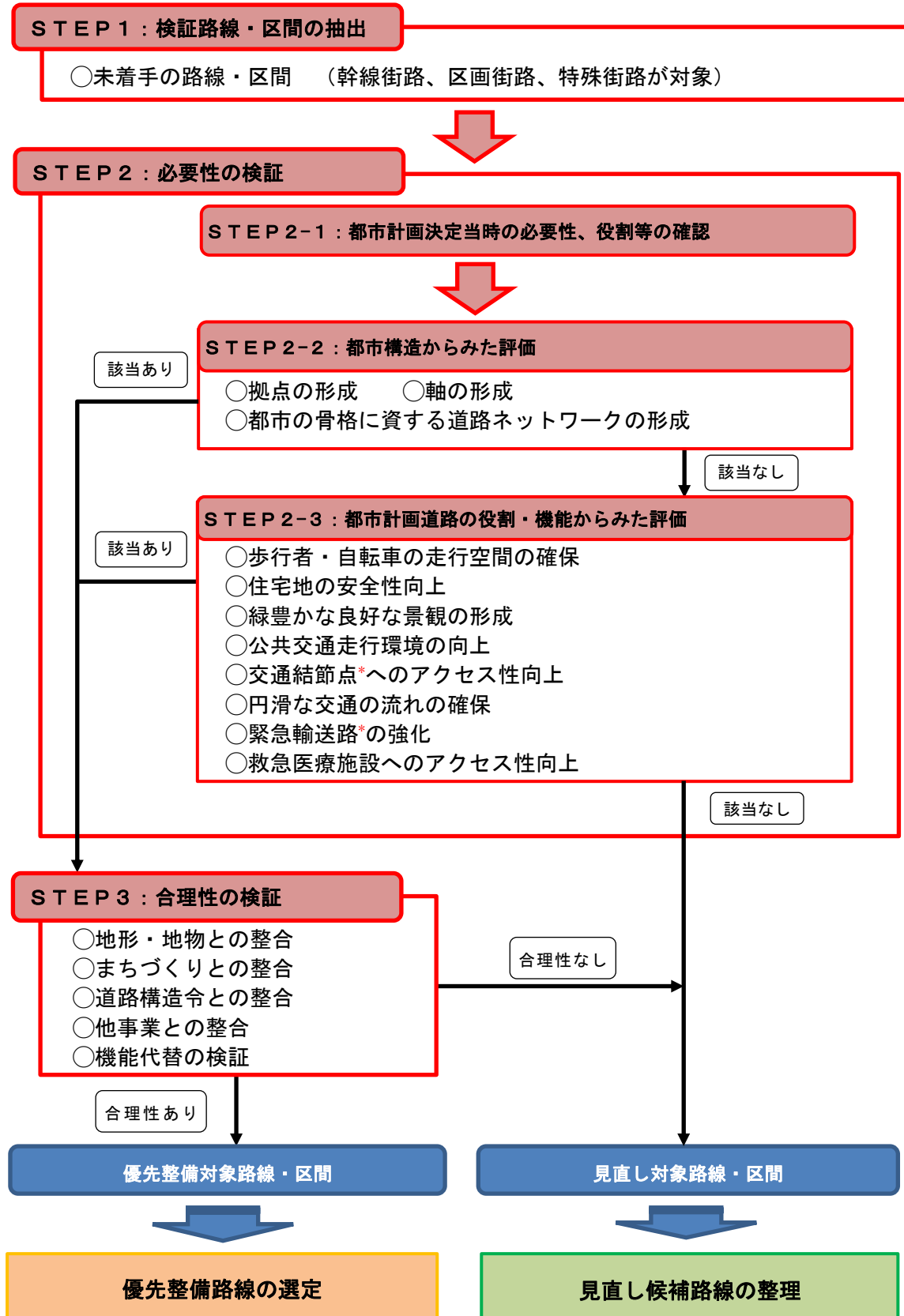


図 3-2-2 将来都市計画道路網の検証フロー

1) 検証路線・区間の抽出 (STEP 1)

「幹線街路」、「区画街路」及び「特殊街路」のうち未着手^{※1}の路線・区間^{※2}を検証路線・区間として抽出します。

ただし、上位計画に位置付けられている事業に該当する路線・区間、または、事業実施に向けた調査（測量設計等）に着手している路線・区間については、対象外とします。

※1：整備状況の分類

- ・整備済：都市計画道路決定どおりに完成している路線、または、用地が計画幅員どおり確保されており、一般の通行の用に供している路線です。
- ・事業中：事業に着手している路線・区間です。ただし、事業認可を得ていても、20年以上着手していない路線・区間は事業中とはしません。
- ・未着手：整備済及び事業中以外の路線です。

※2：区間割の考え方

未着手箇所について、国道・県道・都市計画道路の交差点毎に区間割を行います。

2) 必要性の検証 (STEP 2)

必要性の検証は、都市計画決定当時の必要性、役割等の確認を行った後、「都市構造からみた評価」及び「都市計画道路の役割・機能からみた評価」に基づき検証します。

① 都市計画決定当時の必要性、役割等の確認 (STEP 2-1)

都市計画道路は、交通実態調査等を踏まえ道路網としての必要性及びその役割を明確にした上で定められています。そこで、都市計画決定時にどのような必要性や役割を期待して定められたものなのか確認を行います。

② 都市構造からみた評価 (STEP 2-2)

基本目標を踏まえ、都市構造の観点から路線を評価します。

【評価項目】

○拠点の形成

都市の拠点となる都市拠点*の都市機能*の向上や各地区の特性に応じた拠点（地域拠点*、産業交流拠点等）の拠点機能向上の観点から、それぞれの拠点の形成に資する路線を「必要性あり」と評価します。

○軸の形成

都市拠点*、地域拠点*等の拠点間を結ぶことによる都市機能*や公共交通の利便性向上の観点から、拠点間を結ぶ路線を「必要性あり」と評価します。

○都市の骨格に資する道路ネットワークの形成

都市の骨格を形成し、移動の快適性、安全性を高めるため、広域的交通や都市間交通を担う道路ネットワークの形成に資する路線（将来的にも交通量の多い路線）は重要であることから「必要性あり」と評価します。

③ 都市計画道路の役割・機能からみた評価（STEP 2-3）

基本目標を踏まえ、都市計画道路に期待される役割・機能の観点から評価します。

【評価項目】

○歩行者・自転車の走行空間の確保

歩行者・自転車の利用者の安全性向上のため、通学路、交通事故の多い箇所、自転車ネットワーク路線*等は「必要性あり」と評価します。

○住宅地の安全性向上

市民の日常生活における安全性向上のため、住宅地内の道路交通環境の向上に寄与する道路や住宅地から通過交通を排除する機能をもつ道路は「必要性あり」と評価します。

○緑豊かな良好な景観の形成

美しいまち並み景観の形成及び周辺景観との調和による景観向上のため、景観形成を図るべき地区（沼津駅周辺地区、沼津港周辺地区等）に位置する路線は「必要性あり」と評価します。

○公共交通走行環境の向上

公共交通サービス向上のため、公共交通の走行速度、定時性の向上に寄与する路線は「必要性あり」と評価します。

○交通結節点*へのアクセス性向上

交通ネットワーク（自動車、電車、バス等）の連携強化による利便性向上のため、交通結節点*（沼津駅、沼津インターチェンジ等）へのアクセス道路*となる路線は「必要性あり」と評価します。

○円滑な交通の流れの確保

周辺道路の混雑や主要交差点の渋滞解消のため、未着手区間により、路線が分断された箇所、幅員減少や車線減少により渋滞を起こしている箇所を含む路線は「必要性あり」と評価します。

○緊急輸送路*の強化

防災機能の強化のため、防災拠点間ネットワークの形成に資する緊急輸送路*は「必要性あり」と評価します。

○救急医療施設へのアクセス性向上

短時間で適切な医療機関への移動、搬送による市民の安全性向上のため、救急医療施設等（沼津市立病院等）へのアクセス道路*は「必要性あり」と評価します。

3) 合理性の検証 (STEP 3)

必要性の検証における評価項目に該当する路線・区間を対象に、検証時点において配置や機能等について合理的な計画であるか検証します。

【検証項目】

○地形・地物との整合

整備の支障となる地形・地物との制約内容（河川、鉄道、工場など）について検証します。

○まちづくりとの整合

史跡や文化財などの歴史的・文化的資産、多様な生物生息空間や豊かな環境を有する自然的資産の区域と都市計画道路の区域の重複箇所について検証します。

○道路構造令の整合

道路構造令に基づき、平面線形要素等の整合性について検証します。

○他事業との整合

都市計画道路に重複する河川事業等を把握し、これらの事業との整合性について検証します。

○機能代替の検証

対象区間が有する機能について、代替できる道路の存在等を確認し、道路機能の代替性を検証します。

3 優先整備路線の選定について

(1) 優先整備路線の選定の考え方

将来都市計画道路網の検証により抽出された優先整備対象路線について、市が目指すべき将来都市像*の実現や市が抱える道路整備の課題解決に向け、優先的に整備すべき路線を選定します。

優先整備路線の選定を行い、優先性・実現性の高い路線を「優先性が高い路線・区間」、優先性・実現性の低い路線を「優先性が低い路線・区間」として位置付けます。

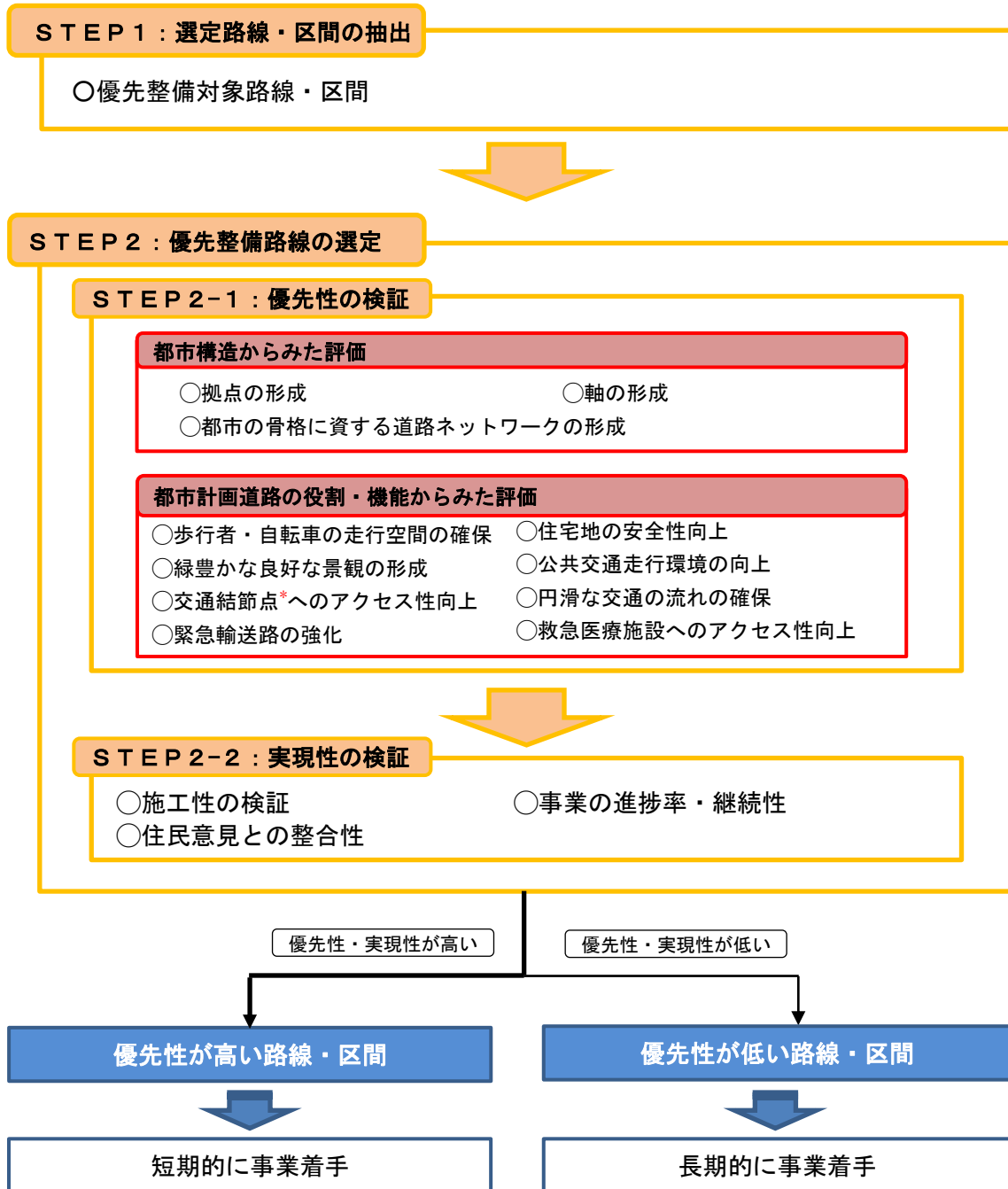


図 3-3-1 優先整備路線の選定フロー

(2) 優先整備路線の選定の進め方

1) 選定路線・区間の抽出 (STEP 1)

将来都市計画道路網の検証により抽出された優先整備対象路線・区間を対象とします。

2) 優先整備路線の選定 (STEP 2)

優先整備路線の選定は、「優先性の検証」及び「実現性の検証」に基づいて行います。

① 優先性の検証 (STEP 2-1)

優先性の検証は、「都市構造からみた評価」と「都市計画道路の役割・機能からみた評価」について、市が目指すべき将来都市像*の実現や市が抱える道路整備の課題解決に向け、優先度を考慮して行います。

② 実現性の検証 (STEP 2-2)

実現性の検証は、事業を行うにあたりどのような課題があるか考慮して行います。

実現性の検証項目は以下の3つの項目を設定します。

【検証項目】

○施工性の検証

道路整備の施工性について検証します。

- ・大規模な構造物（橋梁やトンネル等）を含む計画の有無
- ・軟弱地盤や強固な岩盤等の有無 等

○事業の進捗率・継続性

事業の進捗率・継続性を検証します。

- ・事業が概ね実施されている路線
- ・事業が長年継続されている路線

○住民意見との整合性

道路整備に対する住民ニーズを検証します。

- ・住民からの要望

4 見直し候補路線の整理について

(1) 見直し候補路線の整理の考え方

将来都市計画道路網の検証により抽出された見直し対象路線について、「見直し候補路線」として検証します。

将来都市計画道路網の検証結果に基づき、変更候補路線・区間、廃止候補路線・区間を選定し、適切な交通処理が実現されるか将来交通需要予測に基づき検証します。支障が生じない場合は、「変更路線・区間」、「廃止路線・区間」として位置付けます。

「変更路線・区間」については、課題の解決に向けて検討し、道路線形等の方向性を定めた段階で、都市計画の手続きや事業化に向けた準備を進めていきます。

また、「廃止路線・区間」については、関係機関との調整等を踏まえて検討し、計画廃止の方針を定めた後、都市計画の手続きを進めていきます。

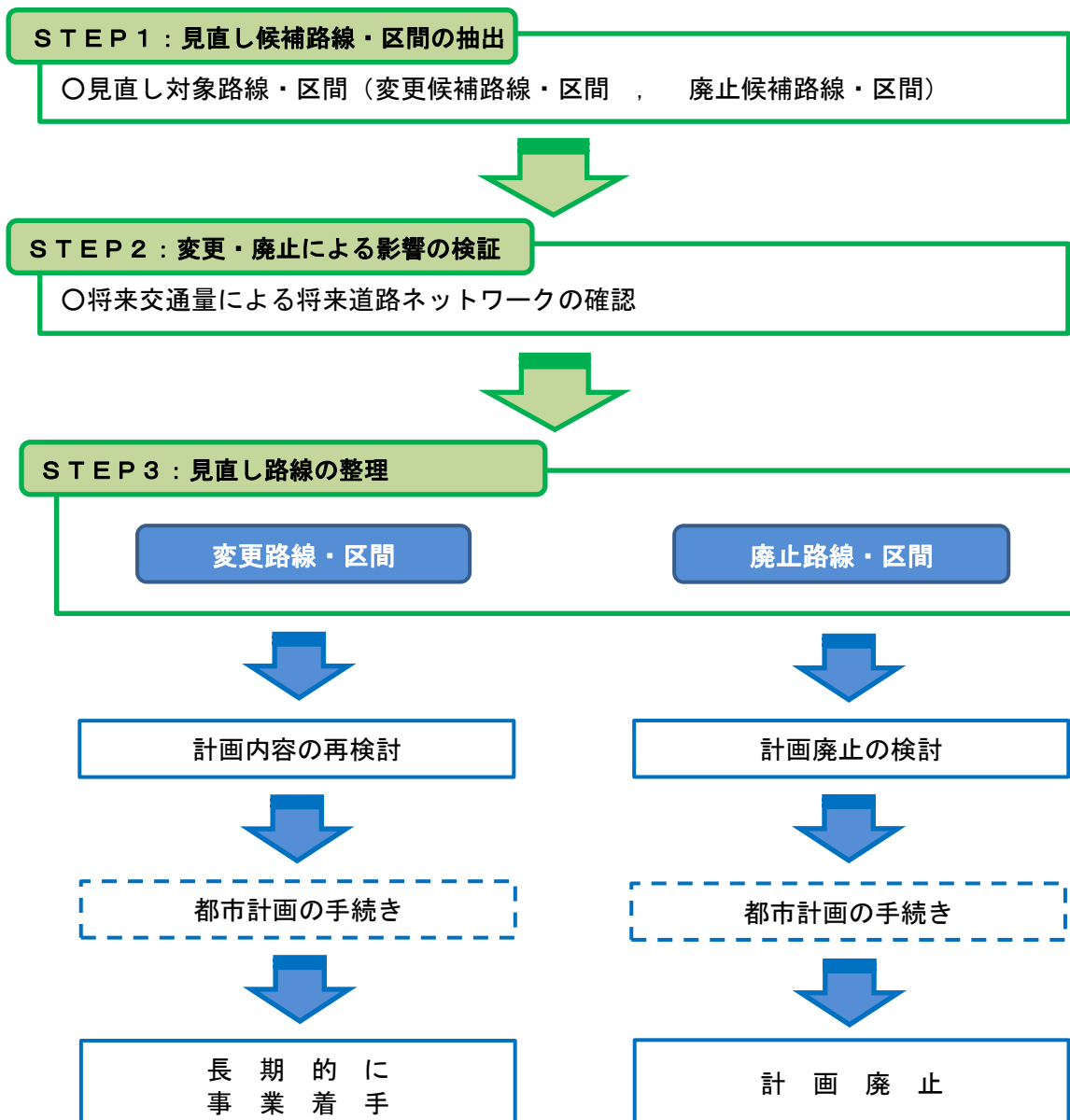


図3-4-1 見直し候補路線・区間の整理フロー

(2) 見直し候補路線の整理の進め方

1) 見直し候補路線・区間の抽出 (STEP 1)

将来都市計画道路網の検証により抽出された見直し対象路線・区間を対象とします。

将来都市計画道路網の検証結果に基づき、変更候補路線・区間、廃止候補路線・区間を選定し、将来都市計画道路網(案)を設定します。

2) 変更・廃止による影響の検証 (STEP 2)

STEP 1で定めた将来都市計画道路網(案)を踏まえた将来道路ネットワークにおいて、将来交通量の配分を行い、他路線に著しい影響を及ぼさないか、検証します。

将来道路ネットワークにおいて、支障が生じない場合はSTEP 1の結果を採用し、支障が生じた場合は将来都市計画道路網(案)を見直し、再度将来交通量の配分を行います。併せて、優先整備路線・区間においても将来交通量と計画内容の調整が必要な場合は計画内容の見直しを行うとともに、再度将来交通量の配分を行い、将来道路ネットワークにおいて検証します。

3) 見直し路線の整理 (STEP 3)

STEP 2の検証結果に基づき、「変更路線・区間」及び「廃止路線・区間」を整理します。